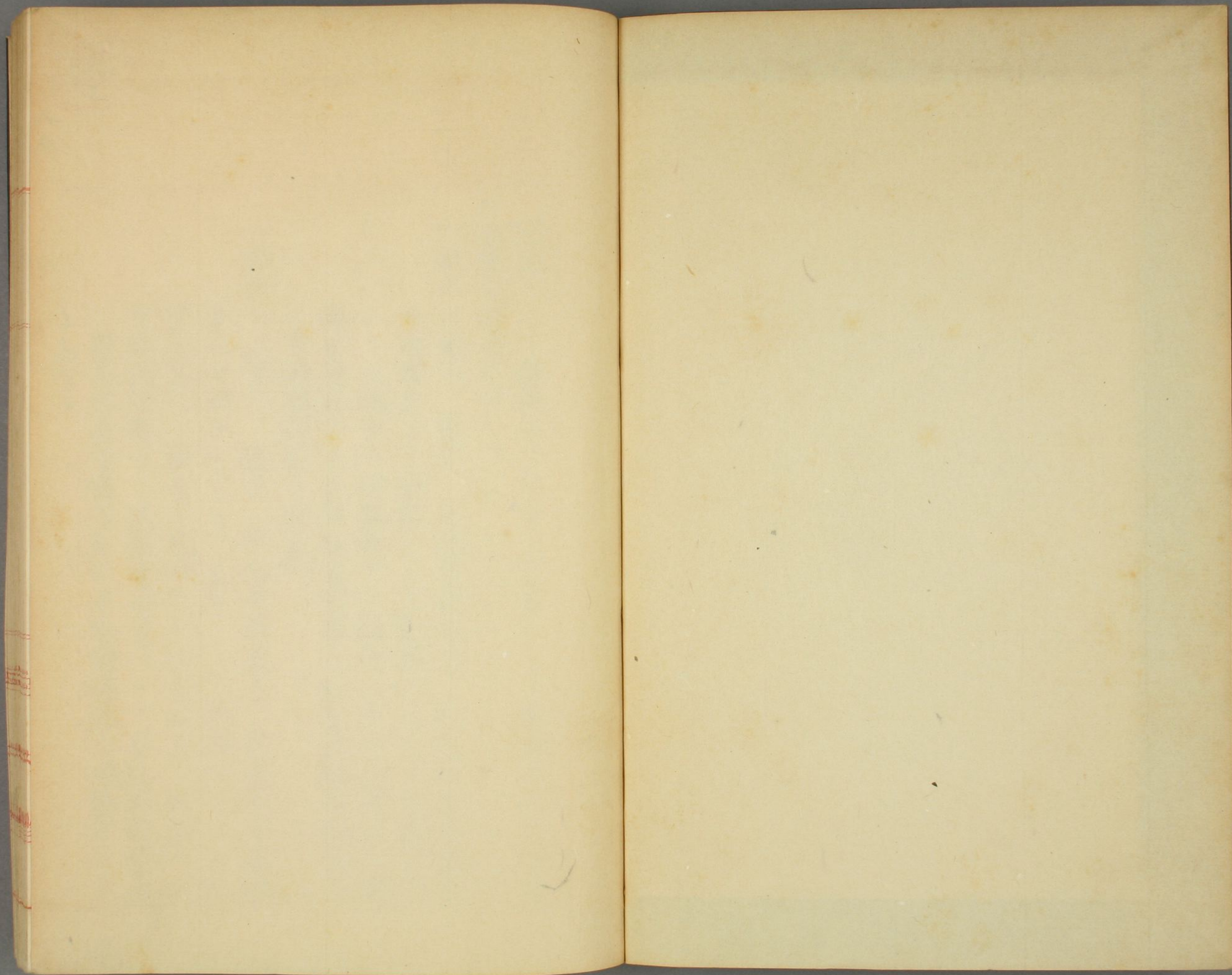


清朝皇族ニ関スル特殊研究 二

74
6296
2





74
6296
2



宗室として取扱はるる子と宗室として取扱はるる子の
の分界を注目すべし。

一、親王は嫡子、餘子、側福晋側室子、別室所居妾媵子
の四者すべて宗室として取扱はれ、その授爵に於
いても嫡子は仍襲親王に、餘子は不入八分公に、側
福晋側室子は二等鎮國將軍に、別室所居妾媵子は
三等輔國將軍に授爵。

二世子は嫡子、餘子、側福晋側室子、別室所居妾媵
子の四者共にすべて宗室として取扱はる。その
授爵法は嫡子が恩封不入八分公に、餘子が一
等鎮國將軍に、側福晋側室子が一等鎮國將軍に、
別室所居妾媵子が三等奉國將軍に授爵せらる
るあり。

水去
五味均平蔵

三、郡王は、嫡子、餘子、側福晋側室子、別室所居妾媵子の四者共に宗室として取扱はん。授爵の方法は、郡王の嫡子は仍襲郡王に、餘子は一等鎮國將軍に、側福晋側室子は三等鎮國將軍に、別室所居妾媵子は三等奉國將軍に授爵せらるるあり。即ち餘子以下の待遇は世子と郡王とは同等の授爵たり。而して親王の別室所居妾媵子の三等輔國將軍あるは、世子と郡王の場合には側福晋側室の子の授爵にあたるあり。以つて世子、郡王よりも親王の王子に対する授爵の組織法の方を好くせらるかを見る可し。

四、長子は、嫡子、餘子、側福晋側室子、別室所居妾媵子の四者共に宗室とす。されどその待遇法は

(四七)

その授爵の位地を見ても察し得べし。即ち長子の嫡子は恩封一等鎮國將軍に、餘子は二等鎮國將軍に、側福晋側室子は一等輔國將軍に、別室所居妾媵子は奉恩將軍に授爵せらるるあり。

五、貝勒は、嫡子、餘子、側福晋側室子、別室所居妾媵子の四者宗室として取扱はる。即ち貝勒の嫡子は降襲貝子に、餘子は二等鎮國將軍に、側福晋側室子は一等輔國將軍に、別室所居妾媵子は奉恩將軍に授爵せらるるあり。

六、貝子は、嫡子、餘子、側福晋側室子、別室所居妾媵子の四者宗室として取扱はる。而して授爵は貝子の嫡子は鎮國公に、但し降襲の鎮國公あり。貝子の餘子は三等鎮國將軍あり。側福晋側室子は

二等輔國公に而して別室所居妾媵子は奉恩將軍に授爵あるあり。

以上六階級の宗室は別室所居妾媵の子と雖もかくの如く奉恩將軍以上の爵をうけて、且つ皇族としての待遇をうけ居るも、次に示せる鎮國公以下輔國公にありては然らず。即ち、

七、鎮國公は、嫡子、餘子、側福晋側室子の三者のみ宗室として待遇せらるるあり。而してその授爵の

等級の如きも鎮國公の嫡子は降襲輔國公に、又その餘子は一等輔國將軍に、側室、側福晋の子は三等輔國將軍に授爵せらるるあり。

八、輔國公は、嫡子、餘子、側福晋側室子の三者宗室として取扱はれ、その授爵の如きは、また前者より一

(四大)

段づつを降せり。即ち、嫡子は仍襲輔國公に、餘子は二等輔國將軍に、側福晋側室子には一等奉國將軍に授爵せらるるあり。

以下述ぶるとあらは、側福晋及び側室子及び別室所居妾媵子は宗室として認められざるあり、こは鎮國公及び輔國公よりも更に降降せられたるあり。左に不入八分鎮國公以下のものの皇族として取扱はるる範圍のみに就いて述ぶん。

九、不入八分鎮國公は、嫡子と餘子のみ宗室として取扱はれ、その他は之の待遇を受けざるあり。即ち不入八分鎮國公の嫡子は降襲不入八分輔國公に授爵せられ、餘子あらば三等輔國將軍に授爵せらるるあり。

十、不入八分輔國公は、嫡子と餘子に宗室を認め、而してその宗室として授けらるる爵は嫡子には降襲三等鎮國將軍を、餘子には三等輔國將軍を授けらるるあり。

十一、一等鎮國將軍

二等鎮國將軍 三鎮國將軍 在りてはその名嫡子と及びその餘子

とに宗室待遇あるあり。而してその授爵の組織に就いては、嫡子には、

降襲一等輔國將軍
降襲二等輔國將軍
降襲三等輔國將軍
を授け、餘子には、
三等輔國將軍

三等輔國將軍 三等輔國將軍 以下二階級の宗室も大略この割合にて遞下するものあり。即ち、

十一、一等輔國將軍
二等輔國將軍 三鎮國將軍 在りては、各嫡子と餘子とに宗室と

しての待遇をなすも其の範囲以外のものには之を適用せず。即ちその授爵に就いて見るも、嫡子には、

降襲一等奉國將軍
降襲二等奉國將軍 降襲三等奉國將軍 を授爵す。こは一等輔國將

軍の嫡子は一等奉國將軍を授け、二等輔國將軍の嫡子は二等奉國將軍を授くる如き順序とあるあり。

次ぎに嫡子以外の餘子に対しては、上の一二三等の各に対して何れも均しく、

三等奉國將軍
三等奉國將軍
三等奉國將軍
を授爵せらるるあり。

十一、一等奉國將軍
二等奉國將軍
三等奉國將軍
に在りては、その宗室として取扱はる

る範圍は嫡子と餘子とに限らるなり。即ち嫡子の爵は尤の如し。一二三等の奉國將軍はそれぞ

(四大)

此同じく、

降襲奉恩將軍
降襲奉恩將軍
降襲奉恩將軍
を授爵せらるるあり。而して餘子に対しては、その一二三等の奉國將軍何れも均しく、

奉恩將軍
奉恩將軍
奉恩將軍
を授けらるるあり。

十四、奉恩將軍は嫡子と餘子とを宗室のうちに入れ之を皇族として取扱ふ。而してその授爵の組織は嫡子は仍襲奉恩將軍を授爵せられ且つ此の爵はこれ以下に降るふとふき爵あるが奉恩將軍の餘子には最早之に

授くべき爵なく單に之を間散宗室と云はくのみ。

顯祖宣皇帝の本支血統の宗室として取扱はるる範圍の子(生子)に関する方面は大畧以上の如し。

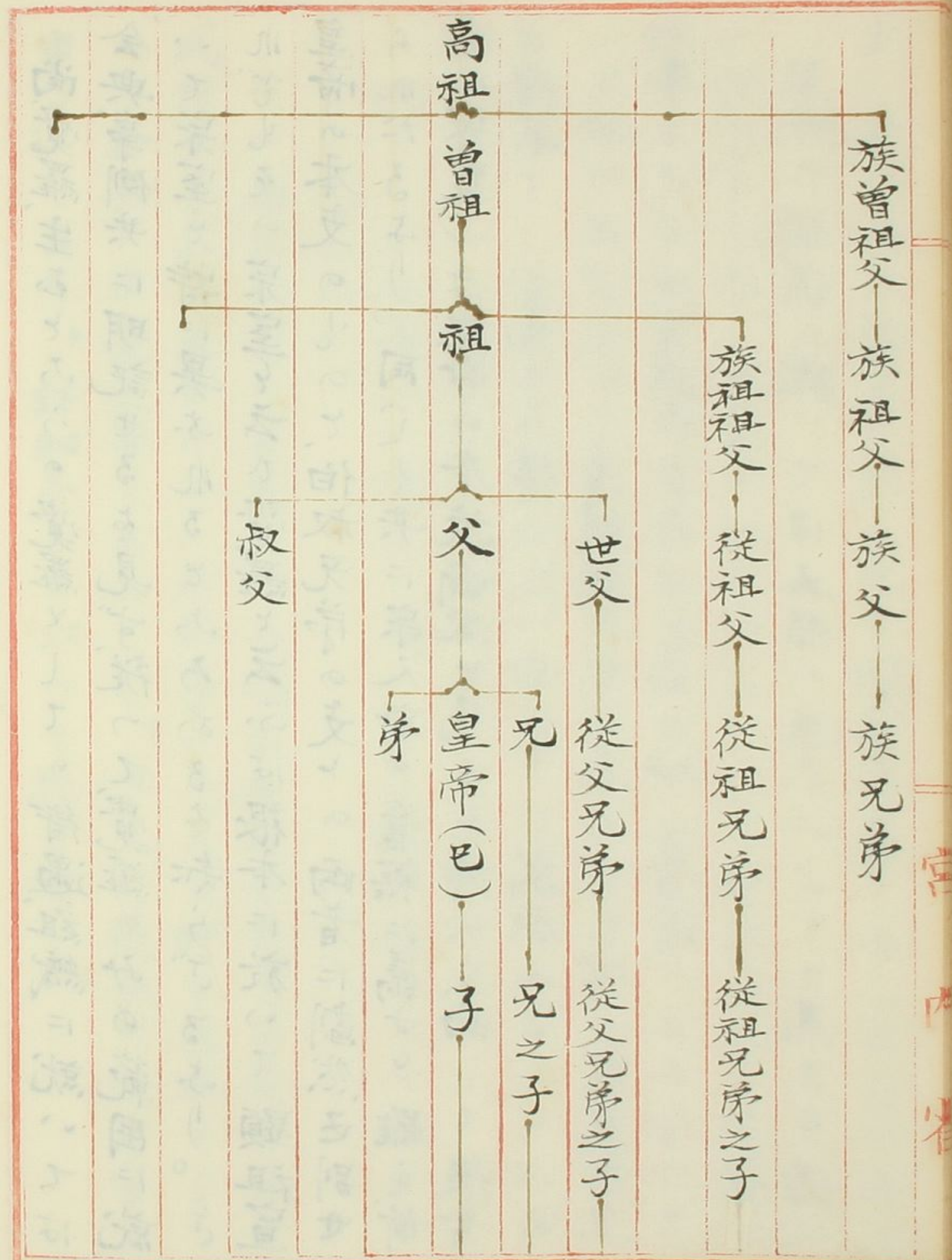
大清會典事例によれば、此れは宗室に生子のありたるとき親王より輔國公に至る間の生子の取扱かた、鎮國將軍より間散宗室に至る間の生子の取扱かた、に就きての手續上の規定の成りしは既に順治九年に在りたりと見えたり。

その届出にその宗室の生子、嫡出、庶出、弟、姪、男、弟、姪、女、母、某氏所生子、名、某、並、か、に、その所生子の年月日時を具送するものは會典には長史等とあれども「長史、司儀、長、典、儀、等、官に由らしとあり。詳細ふるを以つて採る可し。」

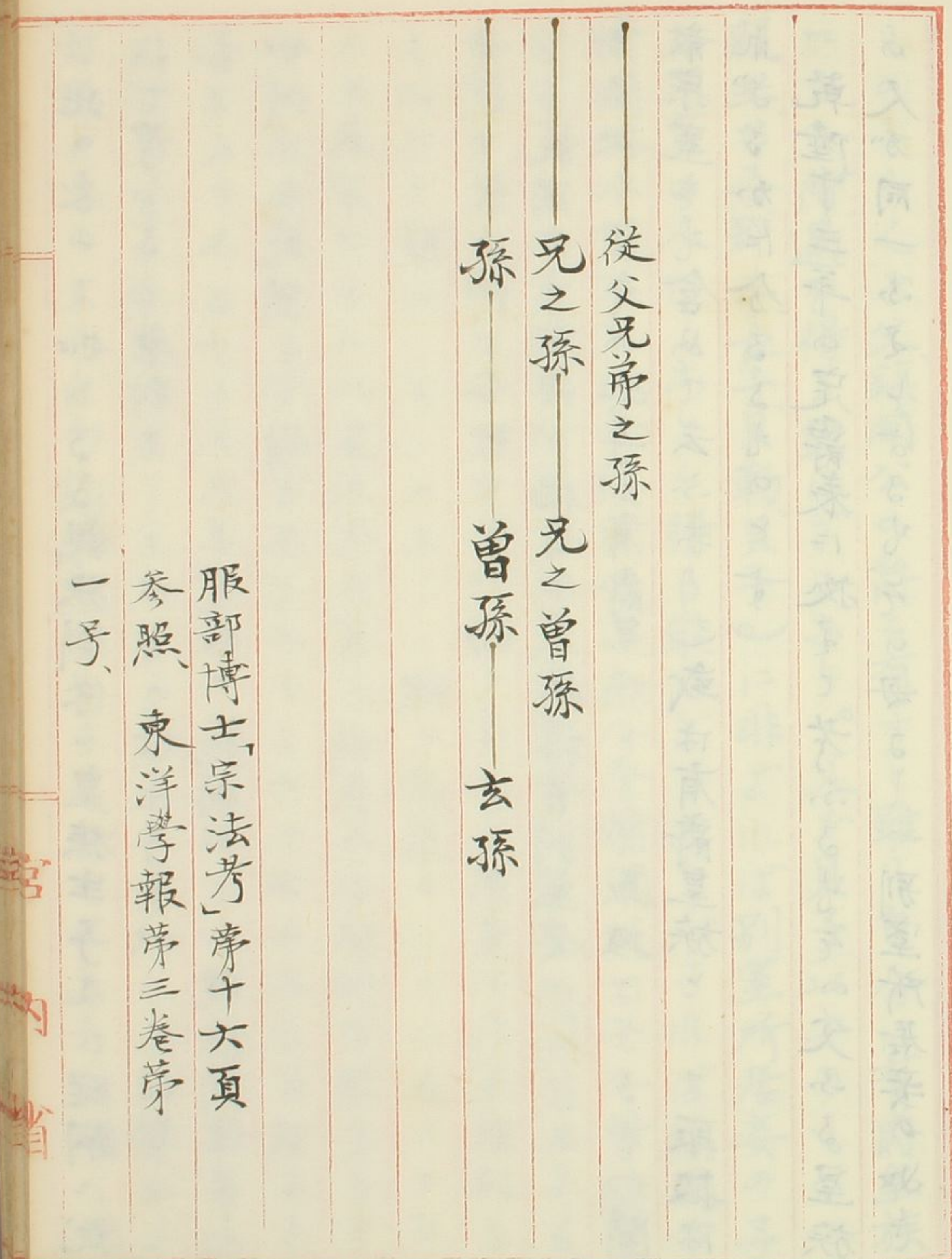
(四大)

尚覺羅、生むとあるの覺羅としての待遇組織に就いては會典事例共に明記せるを見ず、従つて覺羅のみの範圍に就いて宗室と特に異なれるとあるを知らざるあり。されどもその宗室と云ふ覺羅と云ふは根本に於いて、顯祖宣皇帝の本支のもの、伯叔兄弟の支との兩者に劃然區別せられたるより、同じく共に宗人府の管轄に属すと雖も前者(宗室)は皇帝の序流、嫡流と見るを得べく、而して後者は傍系として見るを得べし。共にその皇族あるを云ふを殊たず。されど清朝法制史の上にては常に宗室所生幼子とか、又は覺羅所生子とか云ふ如く普通に云ひ分かつたり。

皇統の關係に就いては五服の表示によりて見るを得べし。



(四六)



服部博士「宗法考」第十七頁
 参照 東洋學報第三卷第一號

此の表よて知らるる親族關係を皇族王子及び継嗣に就いて考ふるに、原則としては、その嫡長子を以つて継襲せしむるものあるかその宗室覺羅の範圍はこの親族關係にて如何ある範圍まで指せるものあるかと云ふに、こは固よりその直系のものに在りては常に嫡長子を以つて讓受するを以つて疑はしきものありしと雖も、傍系のものに在りては世代の數に伴ひ一致せず。而してその宗室として取扱はるる範圍はその母が福晋側室、側福晋、別室妾のいづれあるかに依りてその王子の有爵皇族として取扱はるるか（間散宗室をも含めて云ふあり）或は有爵皇族として取扱はれざるかに分るるものとす。

乾隆十三年の定爵表に依りて考ふるもその父ある皇族の人が同一ふまとするも、その母よして別室所居妾の如き

ものあらんか、父鎮國公の爵を有すと雖も自分は有爵皇族たるの待遇を得る能はざるあり。父が貝子以上のもの（親王世子郡王長子貝勒貝子）に非ざれば別室所居妾の子は宗室の人たるおとを得る能はざるあり。されば鎮國公、輔國公以下不入八分鎮國公、不入八分輔國公、一二三等鎮國將軍、一二三等輔國將軍、一二三等奉國將軍、奉恩將軍等の父を有するものも、母かかくの如き妾あるときは非宗室たるものあり。

また父が不入八分鎮國公または不入八分輔國公ありとするも、母にして側福晋側室あるときは、これ亦宗室たるを得ざるものあり。況して不入八分輔國公以下一二三等鎮國將軍、及び奉恩將軍の父を有するものにして母が同じく右様のものあらば勿論宗室に入らざるものあり。

奉恩將軍に至つては、餘子の如きさへ有爵者の皇族とふるべし能く、僅に無爵の間、散宗室たる規定あるべし以上述べたるが如し。

周時代の宗法を窺ふに、嫡長子又はその嫡嗣は、一族統属の権能を有し、その統属の最も重要なるものは、

- 一、祭祀に関するべし、
- 二、喪服に関するべし、
- 三、婚姻に関するべし、
- 四、飲食に関するべし、

これあり。おのうちにても祭祀に関するべしを最も重要なる事項とせり。蓋し祖廟と宗廟とを祭るに就いて、宗廟は大宗之を祭り、祖廟は別子之を祭る。蓋し一般の大宗の家には宗族が始祖として宗ぶせらるる人の廟即ち祖廟あり

(四大)

り、宗廟又は祖廟を祭るは、大宗の主人即ち宗子の特權にして族人は之を助くるの義務あるも、之を祭るの權利あきふり。これ大宗の位地を示す所以あり。別子の後たる大宗の家には宗廟の外に、別に祖廟あり。別子之を祭る。此れを祭るに、宗子の特權にして、大宗の庶子は之を助くるのみ。祖廟又は宗廟は大宗の家に在り。故に宗子其の祭を主るや、族人男女みな来りて、祭を助け、且つ牲を供す。此の時、大宗の主婦は宗子と其の職を分けて、事に従ふを以つて、人の男女介して、宗子夫婦に従ひ、其の事を助く。祖宗の神に牲を供ふるは、宗子の職にして、黍稷(野菜)を供ふるは、主婦の職あり。尸に爵を献ずるは、宗子先づ之を行ふ。所謂初獻あり、次に主婦爵を献ず、所謂亞獻あり。終りに賓爵を献ず。所謂三獻あり。よは主婦の職の重きを

親ひうるも亦祭祀に族人長幼皆来りて事をとるの様を示す。三献終り、礼成るの後、旅酬の礼あり、卑幼みあ之に典か
る。故に祭祀亦以つて長幼を序し、宗族の親和を圖るの力
有りとす。嫡宗の力は此より祭祀の場合に最もよく現る
るものあり。

清朝の皇族各階級の皇族に於ける嫡子は必しも周代の
嫡長子のそれの如く之を律するものと能わざるも、その嫡子
かあくまで皇族として待遇権能を有するものは注目す
べきものとありとす。

案ずるに嫡子継嗣の原則は嫡子と餘子その他の別を明
にするものあり。しかのみならず、嫡子に在りても長子と
或子以下との別を嚴にするに至るものと自然の結果にして
宗法及び儀礼の喪服には此の別を見るべきものあり。父

は嫡長子の為めに斬衰三年の喪に服するものと及び嫡長子
を除き、其の他の男子を嫡子と餘子との論おく均しく餘子
(庶子)と云ふ如きその例ありとす。

嫡長子継嗣は祖先と子孫との關係を草本の本と幹との
如く祖先と廣義よて所謂庶子、庶務との關係を本幹と枝と
の如く見て、子孫が祖先に承くるは當さに幹が本より出づ
るか如くあるべく、枝を以つて幹と承すべからずと為す。
故に嫡長子無ければ嫡長孫を以つて祖の後を承けしむ。
嫡長孫亦無ければ已むと承得ず、方めて溯りて庶子(餘
子)に及び庶子無ければ庶孫に及ぶものとす。此に於て
一の問題生ず、即ち嫡々相承の原則が實行し得ざるのみあ
らず、庶子庶孫亦無き場合換言すれば一家に全く相續人あ
き場合には如何にすべきかと云ふものと、これあり、此の時若

し独り男子無きのみならず女子亦あしとせば問題は幾分
 簡單なるも若し女子ある場合は如何。我が邦の俗に従
 ば他家より婿養子を為し女子によりて血統を存するの途
 あるも血統は必ず男系によりて血属ある男子を納らんか
 男系によりて祖先の血統を傳ふるを得べきも我が女を以
 つて之に配せば同宗相婚とありて直ちに宗法の規定を破
 る可し。同宗不婚の原則は之を破る可らず。祖先の血統
 亦存せざる可らず。此れに處するの方法としては、同宗の
 男子を納れて嗣子とし其の妻は之を異姓に娶り我が女
 は別に他家に嫁せしむるの途あるのみ。かくして邦俗に
 所謂婿養子又は贅婿あるものはあきあきあり。

此れによりて支那は上代より嫡子を貴びるなりしと
 を見るあり。いま支那清朝皇族に於いても常にその長子

(四)

嫡子が最大の権利と統属力とを有せしめたる亦故ありと
 云ふべきあり。

清朝に入りて嫡子の意味は小宗大宗両者に亘るものとあ
 るに至り。即ち例へば小宗に嗣子なき時之を絶つても可
 あり大宗は人なきとして絶つべからずされども、場合に
 於いて清朝よりは小宗の嫡長子は一身もて兼ねて、両家を
 承くるものとあり、両家を兼ね繼承するは、両家を合して
 一と為すに非ず。両家は各分立し唯己一身両家の人と為
 るあり他日二子あれば分けて両家を承けしむ。嫡子の重
 大視せらるるものとかくの如し。されば皇族宗室にその精
 神主義の發揮を見るは寧ろ当然ありと云ふ可し。

夫は皇族の範圍を觀察するに直接の資料とあるにあら
 ざれどもその範圍を見るに常に嫡子の重大視せられぬた

る理由を解く爲めに支那三千年の古風の背景あることを明に示したるのみ。

以上は男子の方面に於ける清朝皇族の範囲を述べたるものあるか、女子の皇族に於いても親王郡王の女格格の如きまた額駙の如きその配偶者の宗室あることを明白あるか故にその女子の皇族たることを疑ふべき。されどその皇帝伯叔輩王貝勒等の女また兄弟輩王等の女その餘宗室の女つまり王公の女は自らその正室の女又側室福晋側福晋の女又別室所居妾の女等によりて差等品級あることと言ふを俟たざればともその多くは近派の王公の女として或は遠派の王公の女として婚嫁の時多く問題とあるにてその有封皇族に属するものとを知るあり。されどもその品級の

差は男子授爵の時の組織に見る如き規定の存するものなきを以つて今之を詳にしかたし。されども大清会典卷一皇族の政令の条に皇子皇女皇孫女とあるを始めとし親王郡王の女等王公の女にして室宗に属するもの少くからず見出さる。されば天子王公の女孫女の宗室として取扱はれ居るは火を見るよりも明なることありとす。まづ親王の夫人より以下諸王公の夫人に就いてのみ見んに、

福晋ある語——は夫人の号にして各その夫の爵に附加せらるるあり。例一は、

- 親王の正室は 親王福晋
- 世子の正室は 世子福晋
- 郡王の正室は 郡王福晋

と云へるか如し。而して

親王は、側福晋四人に封せられ、之を有す。

世子は、側福晋三人に封せられ、之を有す。

郡王は、側福晋三人に封せられ、之を有す。

長子、貝勒は、奉國將軍のものは夫人に封せられ、之を有す。

奉國將軍正室は、淑人に封せられ、之を有す。

奉恩將軍正室は、恭人に封せられ、また

長子、貝勒は、側室二人に封せられ、之を有す。

貝子、鎮國公は、側室一人に封せられ、之を有すあり。

輔國公は、側室一人に封せられ、之を有すあり。

鎮國公は、側室一人に封せられ、之を有すあり。

輔國公は、側室一人に封せられ、之を有すあり。

輔國公

かくの如く側福晋側室を有するものは、その子女の生るる時は府によりて之を奏上せしむる規定あり。

女の皇族に、また公主あるものあり。二等あり。即ち

其の一、固倫公主、

皇女、中宮より出でたるものは固倫公主に封

せられ、

其の二、和碩公主、

皇女、妃嬪出身にして公主たるもの之を和碩

公主と云ふ。

此の外皇族の女にして六階級に属するものあり。即ち、そのうちの五者は格格と称し、最後の一つを宗女と云ふ。

格格の等の五者とは次ぎの如し。即ち、

其の一、郡主。親王の女にして和碩格格を郡主と云

其の二、縣主、郡王の女にして多羅格格あるを縣主

とすし、

其の三、郡君、貝勒の女にして多羅格格あるを郡君

とすし、

其の四、縣君、貝子の女にして固山格格あるを縣君

とす。

其の五、郷君、入八分鎮國公輔國公の女格格あるを

郷君と云ふ。

其の六、宗女、上述五等のうちに入らざるを宗女と

云ふ、

かくの如く皇族の女夫人にしてその階級の相違に従ひ、またその名称の相違あるを明白ふり而してこれら宗室

の女夫人はその生女とは同格にある能はず、即ちその生女の方が普通二等づつ降下するあり。尤にその具体的の例を以つて示すべし。

其の一、親王の側福晋生む所の女は二等を降下して郡君となる。

其の二、郡王の側福晋の生む所の女は二等を降下して縣君とある。

其の三、貝勒の側室生む所の女は二等を降下して郷君とあるあり。

なほ又品級に就いては、夫人側の品級の規定はその夫の品級を見る可きものとす。例へば、

其の一、郡主の品級は郡王福晋を見るべく、

其の二、縣主の品級は貝勒夫人を視るべく、

其の三、郡君の品級は貝子夫人のそれを見るべく、
 其の四、縣君の品級は鎮國公夫人のそれを見るべく、
 其の五、御君の品級は鎮國將軍夫人のそれを見るべき
 あり。而して格格等は其の婚後その宗室に於て有するそ
 の地位品級を逐一宗人府に報告すべきあり。總じて品級
 はその五等以下夫人の子なきものに授けらるるものある
 が貝子側室生むところの女には五品俸を與へ、八分公側
 室の女には六品俸を給し、而して封は給典せず。而してそ
 の不入八分公以下の女には俸を給せざるのみならず、封も
 与へざるあり。

次ぎに額駙の品級に就いて見るに、これには種々の別あ
 り。即ち、固倫公主は、固倫額駙の職官に、而して品級は固山
 貝子、品級に於る。その他、和碩額駙、郡主額駙、縣主額駙、郡

君額駙、縣君額駙、御君額駙、及びそれそれ等級あるものと、大清
 會典卷一に詳あるが、これらの王公の女は、その婚後、礼部よ
 り奏請して、その近支王公の女は、受封の後、格格額駙は共に
 それそれ給するに俸を以つてすとあり。されどもそのも
 とは皇族に在りたるものでも、遠支王公の女は、各格格額
 駙に封せらるるものとあるも、名のみよして、俸を給せらるる
 とあり。

本末額駙とは王族公族等宗室の女子に対して授けらる
 たる爵の名にして、會典にも、

凡額駙本爵優於庶得品級者云々
 とあり。その品級（位階）を得るものよりも優れるものと
 明文の如くありしあり。その有爵皇族として取扱はるる
 と取扱はれざるものと、遠支の干係如何によらざるは、會典に

見ゆるも幾等身以下のものが有爵皇族に入らざる旨の明文は会典に見えず。思ふに、亦は生母の資格、正側によりて定まるに非ざるか。暫くおれには疑を存しおく。但しその願射の礼過方法に一定の規定あるとは前章の末に述べたり。

以上諸方面の研究によりて清朝皇族の身分とその範囲内は歸するところ、次ぎの三点に結ぶことを得べし。即ち、

第一、父親の皇族としての身分。

十四階後(世子、長子を含む)と二十三等級の何れかに存するあり。

第二、母親の身分、夫に対してその配偶上の干係、即ち母

が父の正室、側室、別室所居妾、何れに在りしかと云ふること。

第三、子が母に対する嫡継、その他の関係

即ち正室の嫡子に生れたるものは皇族としての身分は確保せらるる力を多く有するも、餘子の身分は確保せらるる力を見るべきあり。

是なり。この内才三の子の親に対する関係は父と母との身分よりして定まるべきものあり、更に子そのものの順序出生の母の異同等が重大なる関係を有せるを以て茲に之を加へたるあり。固より本章の始めに於ては之を持し示すべしを敢ておさざりしも、論述の結果、これを數ふるを妥當とおすを以て茲に三ヶ条を掲げたるあり。

已上本章に述べたる有爵皇族の範囲を示したる身分、下の事實は之を表を以て示すを便利となす。その表は

宛も大清会典事例卷二に於いて規定せらるるものあるを以つて、それによりて別紙の如く之を示しおかん。次頁示すものはもと皇族の定爵の表より皇族はすべて爵あるもののみならず、間散宗室と云ひて無爵あるものもあり。これらは共に表のうちを示しおきたり。別頁参照のふと。

Blank lined area for handwritten notes.

○皇族別

嫡子

餘子

側福晋例享

別室所居妾媵子

親王

仍襲親王

不入分公

二等鎮國將軍

三等輔國將軍

世子

恩封不入分公

一等鎮國將軍

二等鎮國將軍

三等奉國將軍

郡王

仍襲郡王

一等鎮國將軍

三等鎮國將軍

三等奉國將軍

長子

恩封一等鎮國將軍

二等鎮國將軍

一等輔國將軍

奉恩將軍

貝勒

降襲貝子

二等鎮國將軍

一等輔國將軍

奉恩將軍

貝子

降襲鎮國公

三等鎮國將軍

二等輔國將軍

奉恩將軍

賞 賜 例

○皇族別

嫡子

餘子

側室皆側室子

別室所居妾媵子

鎮國公

降襲輔國公

一等輔國將軍

三等輔國將軍

輔國公

仍襲輔國公

二等輔國將軍

一等奉國將軍

不入分鎮國公

降襲不入分輔國公

三等輔國將軍

不入分輔國公

降襲三等鎮國將軍

三等輔國將軍

一等鎮國將軍

降襲一等輔國將軍

均封三等輔國將軍

二等鎮國將軍

二等輔國將軍

(四大)

三等鎮國將軍

三等輔國將軍

一等輔國將軍

降襲一等奉國將軍

均封三等奉國將軍

二等輔國將軍

二等奉國將軍

三等輔國將軍

三等奉國將軍

一等奉國將軍

降襲奉恩將軍

均封奉恩將軍

二等奉國將軍

三等奉國將軍

宮
內
省

○皇族別

嫡子

餘子

側福晉側室子

別室所居妾媵子

軍 孝恩將

將 仍襲孝恩

間散宗室

— — — — —

此の表に見ゆるものの内孝恩將軍は皇族に与らるる最低の爵ふるに然るに最低の爵は之を刑罰上のふとあき限り永久に周替に授けらるる規定あり。故にそのせらるるは爵を度けて有爵皇族として取扱はるるあり。固よりそれ以下即ち孝恩將軍の正室に生れたる餘子はただその爵を得ざるに云ふまでにして全然皇族より除去せられたるにはあらざるあり。此の故にかかる種類の無爵皇族は之を總稱して間散宗室と云ふなり。此の間散宗室の範圍は之を広く見るふとを得ずし即ち鎮國公の別室所居妾媵子

以下上記の表にて——にて表示したる部分に生れたるものあり。ふは無爵と云ふ迄にして宗室に非すと云ふ理あり。ふれを以つて之を總稱して間散宗室即ち無爵皇族と云ふあり。有爵皇族と無爵皇族との区別は明白にしてその要は上述の表にて容易に納得しうべきものあり。

第五章

天子踐阼の禮節大要

天子踐阼の大禮は國家の最大禮節の一なり。最も莊嚴を極めたる禮節たる。踐阼の義は周代に於いて既に知られ全然登極の義に同じ。天子位に即くのおとを云ふあり。踐阼の意義に就いて少しく述べをかんに踐阼は阼を踐むの意阼をふみて明堂宗廟に上るの義あり。政治堂一つ

に明堂に上るの義あり。然らば何故に之を阼と云へるか。阼の字に就いては更らにその字義を明らにするを要す。

イ 阼とは何ぞや

阼の字の古音は周時代に於いて、た或は たの音あり。阼の字の古い意義に就いては建築に關係を有するの語ありと解するを妥當とす。即ち周礼禮記大司馬に於ける宗廟の東階の謂あり。阼が建築史上周以前の建物にも存せしありとありや否やは明ならず。上古單ある土石造りの臺に設けられたる阼は固よりありしありしと雖も周代の阼は礼記周礼の類に多く散見せるよりすれば周漢時代の制ありしと見るを以つて適當とす。今は茲にその元始時代のあはれを暫くおき所謂阼に關したる記事に就き一二の

例をとりて次に示さん。

禮記檀弓上

子游曰。斂於牖下。小斂於戸内。大斂於阼。殯於客位。祖於庭。葬於墓。所即遠也。故喪事有進而無退。曾子聞之曰。多矣乎。予出祖者。

とあり、また、

禮記曲禮下

踐阼臨祭祀。內事曰孝王某。外事曰嗣王某。

とあり。その他

儀礼の郷射礼に

席主人於阼階上。

と云ひたる如くすべて阼は主人の階。天子の祭祀に阼階を踐んで升るもの謂あり。また儀礼の士冠禮の注に

阼は猶酢也。東階所以答賓客也とあり。阼が階級を示すは疑の餘地あきあきありとす。然らば阼は普通に王位を示すものにして原義より転義に授けらるものあり。

禮記文王世子に

成王幼不能蒞阼。周公相。踐阼而治。抗世子法於伯禽とあり。あは周公が成王に代はり、阼階を踐み、王位を攝し天下を治むるの意あり。鄭玄注参照すべし。かくの如くして阼は東階の義よりうつりて天子の位を指すに至り。然らば文字の構造は如何と云ふに其の古形として認めらるるは小篆の形あり。

說文解字(後漢の許慎、叔重撰)によれば其の形を説明して次ぎの如く云へり。即ち、

(四大)

阼

主階也。从自阼聲

(自を義符となし、阼を音符とあすあり)

とあり。阼は音符あるを以つて、阼が階の義を胚胎せるは、偏ふる自(阜)なりざるべからず。阼を俗に祚に作るは字の混同あり。示の字の偏とあるときは祚には階の義は生ずるべしとあきあり。祚の字に就いては後に云ふべし。阜はもと古阜と書き、その字形は降陟墮の字に明示せられたり。即ちその古文を示す。

降の字の古文

太保敦

吳大澂 說文古籀補

阼

散氏盤

積古齋鐘鼎彝器款識

階

殷虛書契

卷六の三

これらの会意文字は人物と階段を寓せるものにして單に足痕のみ示せる上のものよりもやや元始的形式を示せる文字あり、これによりて、階の字の偏か同じく階段あるを窺ひ得べきあり。また酒器を奉持せるの象を含める階(尊)の字の古文を見るに、此れは礼器としての酒器を階に配せるものあるを明にして、その字とは礼記に見ゆるより。

禮記雜記に、

廟堂之上、壘尊在階、犧尊在西。廟堂之下、縣鼓在東。應鼓在東。君在階。夫人在房。大明生於東。月生於西。

(四六)

とあり。而して階上の尊を追想せしむるあり。階の字の偏に就いてはかやうに階段の義あるものと疑ふし。此の故に礼記建築と礼とを述ぶる條に、
室而無奧、階則亂於堂室也。席而無上下。則亂於席上也。とあり。奥と階との區別を明にしたるものあり。阜、偏に就いては上の如し。次ぎに階の字に就いては如何と云ふに、又は單なる音符あり。それ故に此れには何等意味の寓せられたるものあるを見ざるあり。
要するに階の字は支那の登極と重要なる干係を有する文字、殊に上代の法制史上貴重なる資料あるも、此の字の構造は小篆以後(秦篆)に於いて始めて見らるる字体あり。その古文形としての元始形式は知るに由なきを以つて、その上古の字を採るは不可能あり。既に階と云ひ

階と云ふ廟堂の建築制度の定められて以後久しき後の大
 とふればかかる文化の程度に進みたる時代の事實を文字
 の解剖に依りて闡明する事はやや妥当を缺くの嫌あり。
 されど君王登極の事は其種族の幼稚なる時代と文明時
 代あるを問はず或形式にて行るるを普通とあす。され
 ば周代踐阼の典禮が形式として制定せらるるに至りし以
 前更に幾千年の歴史の背景あり。一族の后が其位に即く
 に當つては常に壇に奠を設け自ら高きに升つて黔首百姓
 にその令長たる事を告げ居たる習俗のありしを想像し
 得べし。加之令長君后が居所の高きを以つて貴しとあせ
 しとは古今東西の諸族に之を見るあり。而して支那に
 ては、

禮記禮器のうちにも

(四大)

天子之堂九尺。諸侯七尺。大夫五尺。士三尺。天子
 臺門云々。

とあり。此の高きを以つて貴しとあすの思想は決して周
 代に特發したるものに非ず。果して然らば阼階が上古以
 来王位を聯想せしめたる事を思ふは妥當の見あり。従つ
 て阼階の象形が天子登極のシンボルに用ひられたる事は
 は阼の字製作以前に既にありし事は推測しうべきあり。
 因みに阼の字と同義に用ひらるる祚の字に就いて單簡
 に述べおかんに、祚の字は古音阼と同じ。祚は踐阼の阼の
 字と混ぜられ後世は多く踐祚と書かる。されども踐祚に
 ては祚を踐むの意、意味をなさず。祚阼同音の故に混用
 せらるるまであり。然らば祚の原義は如何。

詩經大雅既醉篇に、

其類維何。皇家之壺。君子萬年。永錫祚胤。

とあり鄭玄説に、

成王女有萬年之壽。天又長予女福胤。至于子孫。

とあり朱子の集傳にも祚福祿也とありまた春秋時代にも、

左傳宣公三年に、

鼎遷于商。載祀六百。商紂暴虐。鼎遷于周。德之

休明。雖小童也。其姦回昏亂雖大耋也。天祚明德

有所底止。

とあり、すべて祚は幸するを云へり。幸福を意味し祚の字

とは原義を別にするふり。故に曰く天子登極の時の踐阼

は阼を用ふ可く、祚とふすは音の同一あるを以つて、ただ假

借したるものに過ぎざるありとふすのみ。

(四) 天子即位の禮節

天子即位の禮節を單簡に尤に述べし。即位とは登極又上述の踐阼の義。皇帝の位に即くを云ふと贅言を要するまでもふし。

皇帝即位の儀を行ふには豫め吉日を諏(方)り、先づ礼部

の官吏を遣して、つつしみて前日それそれ

第一 天

第二 地

第三 太廟

第四 社稷

に告げしむ。官吏は各一員おれども太常寺を伴ふあり。

其の日は朝早くより歩兵統領が禁城の諸門に屯營して之を警護し、内閣には礼部鴻臚寺の官を会せしめて、

○踐阼の室案を太和殿御座の南正中に設くる。ふり。また、

○表案の一を殿内の東楹(柱)の南に、

○詔案の一を殿内の東楹(柱)の北に、

○筆硯案の一を殿内の西楹(柱)に設けて尤右に嚮ふ。

また、

○黄案の一を丹陛上の正中に設く。而して、

鑾儀衛率官校入。鑾輿を豫備し、鹵簿儀仗を太和殿の前に陳べ、歩輦を太和門外に陳ぶるふり。その他、

太駕を午門の外に陳ぶ、

馴象を太駕の南に陳ぶ、

仗馬を丹墀中道の左右に陳ぶ、
黄蓋の雲盤を丹墀(墀)内に陳ぶ。

樂部は、

和韶樂を太和殿の東西の檐下に陳ぶ、

丹陛大樂を太和門内に陳ぶ、

導迎樂及び龍亭、香亭を午門外に陳ぶ。

儀制司官は豫め表を奉じて入る。殿の東楹の南に表案を設け、内閣學士一員詔勅を奉じて入る。東楹の北に詔書の案(机)を設け、大學士内閣學士を率ひて乾清門にいたり、皇帝之室を請ふ。學士恭奉。大學士之に従ふ。乾清門より太和殿内に至る。ここに恭しく御座を南正中の案上に設けて退く。次いで

侍班執事の各官班位を記し列ぶるふりと三大節(萬壽節

の如し儀の如くし王公文武百官咸く朝服よて齊集す。次いで礼部堂官は奏請す。門内几筵の前に於いて祇しみ告げて王命を受け所謂三跪九拜の礼を行ふ。此れよて第一礼畢る。

皇帝東門より出で進み側殿に現はるるや礼部堂官軫傳。宮殿監督領侍等は奏請。皇帝礼服を改むるあり。

次ぎには皇太后宮に詣でて礼を行ふ。皇太后吉服に改めて座に升り給ふ。皇帝三跪九拜を行ひ礼畢る。

宮殿の監督領侍等豫め乾清宮中門垂簾に在り内臺儀衛。豫め皇帝の乗らるる金輿を乾清門の中央に設く。礼部

堂官は欽天監(天文台)候時官を率ひて乾清門に詣り時刻を告ぐ。

皇帝乾清門より輿に升らる。礼部堂官恭しく導く。内

(三)

大臣十員のもの前引と後扈とに分れ侍り又別に櫓をとる警蹕十員佩刀の侍衛十員かく三十員のもの翊衛して随行す。保和殿に至れば輿を降る。礼部堂官奏請し中和殿の座に升らる。乃ち鴻臚寺の官は次ぎに示す諸官を引きい

るあり。即ち、
内大臣、侍衛、内閣、翰林院、詹事府、

礼部都察院、侍班、導從、執事、

各官は乃ち三拜九叩の礼を行ふ。礼畢る。畢れば侍班官先づ趨出し外朝に至りて位に就く。礼部堂官一員進み

て檐下に至り跪いて奏請し皇帝の位に即く。皇帝太和殿に御し宝座に升り南面して皇帝の位に即く。此れ登極(踐阼)あり。

天子南面して即位の順序に至るまで大略かくの如き形

式によるあり。此の時の太和殿内外のありさまは次の如し。

午門は鐘鼓を打ちて鳴らす。さしづと樂は作さず。臺儀官賛鳴鞭す。

丹墀内三たび鞭をふるす。

鴻臚寺 卿 王公を丹陛上に引す。

文武百官は丹墀内に集る就いて拜位賛跪

王以下各官は俱に跪く。

賛は叩興。

王以下各官は三跪九拜の礼をとる。

鴻臚寺官引退原位に復して立てば大孝士殿の左門に

進み東案に就いて詔勅を奉じて中案に陳べ少しく退

き西面して立つ。内閣孝士進んで中案に就く。

(三六)

礼部堂官進んで檐下に至る。乃ち大孝士詔を奉じて闕より東太和殿の中門に出で礼部堂官に授け礼部堂官跪いて詔を受く。而して立ちて之を奉じて丹陛正中黄案の上りに至り恭しくおきて一跪三叩の礼を行ふ。立つ。復奉じて中階の下より丹墀に至る。雲盤内に奠し儀制司官一員跪いて之を受け興ち中道より出づ。天安門に至り詔を宣す。その時丹墀の下には警蹕の鞭鳴る。茲に於て

皇帝座を起ち殿後の階に至り輿に非り後左門を経て乾清門外に至り輿を降る。左門より入りて東側殿に還る。服を易へて苔に還つて次す。大學士學士を率ひて恭しく皇帝の室を奉じ乾清門に至るあり。而して之を大内に送るあり。

宮内省

之を要するに天子即位の礼節の最初は先づ吉日を撰定して、その日に行ふものあるが、その前日、礼部にては、天地太廟社稷とて、天地人三界の靈に各一員を派して、その事の由を謹み宣せしめ、その大礼の即日には早朝宮城の諸門を警備隊に護衛せしめ、内部にては、太和殿を式場に充て、登極の宝案を殿中玉座の南の中央に安置し、外に登極の表案と、詔案及び筆硯案との三脚の玉机を東の柱、西の柱の傍におき、殿の前面及び囿りの墀、中道の左右には儀仗、鹵簿、仗馬、音楽隊立ちならび、歩輦、亦門外に陳ぶ。その正に大、礼節開催の刻近くふれば、三公文武百官は朝服よて殿中座を占め、席定まる。乃ち大孝士が内閣學士を伴ひ進み来たり、玉座の南の中央の案上に、皇帝の寶

をおく。礼部官員ここに於りて奏上、凡是の前にて三跪九拜の最敬礼をおす。此の時皇帝は縞の素服を着せられ居るか、此の第一礼畢るや、東門を出でられ、側殿に進まる。而して茲に礼部の官領侍等の奏請にて、皇帝は礼服を更へらる、而して皇太后宮に行つて礼を行はれ、即ち皇帝の三跪九拜とある。礼畢るや、欽天監の官員時刻を奏上する。皇帝奥に乘り内大臣外三十名の侍衛によりて警備せられつ、出進む。保和殿に至り、奥より出でらる。次いで礼部官員の奏請によりて中和殿の玉座に就かれ、鴻臚寺の百官三跪九拜。侍班官先づ趨出。外朝に至り位に就く。礼部の官跪いて皇帝の位に即かん、とを奏請。

皇帝太和殿に臨御、宝座に升ら小南面して、皇帝の位に即く、六の時門内の鐘鼓は奏せら小鑿儀衛官は威風堂々文武百官は丹墀内に跪いて位を拜す、即ち王公以下各官九叩三跪。皇帝位に即くや、大孝士詔書を奉じて、門を出て、礼部官に授ぐ、礼部官之を受け、天安門を出て、詔を宣するあり。

皇帝玉座を起ち、殿後の階に至り、裏に乘じ、乾清門外にて降りらる。左門より入りて、東側の殿に還ら小服を易へら小苔座に就かる。大學士乃ち皇帝の室を恭しく奉じて、大内に至るあり。

此小前に述べたる各項陳説の要概にして、即位の礼の模様は略髣髴せしむるよしを得るあり。此のよしは、その原文、大清会典事例卷二百九十二に見えたり。礼部登極

礼節の部にあるもの、此小あり。就いて見るよし。

吾人は更に一步をすすめて、登極の典礼がいかある儀式を以つて行は小たるかに就きて、觀察をすすむよし、勿論、礼のよしたる、支那は礼の國と稱せらるる程にて、精細鎮些の繁文禱礼多し。登極の典例殊に然り。されば、直ちに入りて、その典例の梗概を述べらるよしとは、その委細を詳にし、かたきのうらみあり。依つて先づ細部にわたらるしものを、会典事例によりて述べ、次いで其の梗概を記すよしとすべし。

(一) 天子即位の典禮

清朝興りて以来、天子の即位は、幾度か行は小、その間、典礼

として注目す又きし、頗ぶる多し。一天子の即位の礼節
を見るには必ずやその歴史に溯りて旧来の慣例に就いて
知るとありあはる可らざるあり。

天命元年正月壬申朔日

太祖高皇帝。皇帝の位に即く。元を天命に建てて貝
勒群臣尊号を上りて曰く覆育列國英明高皇帝とハ
大臣跪いて賀表を進め侍臣表に接して之を宣讀す。
太祖皇帝は貝勒群臣を率ひ天に告げ三跪九拜。礼
畢る。宝座に御す。貝勒大臣各その本旗官員を率
ひ慶賀の礼を行ふ。

(注意) 國初に所謂貝勒とは後の親王の義に視る
可しと会典事例に見えたり。

天命十一年九月庚申。

太宗文皇帝、皇帝の位を嗣ぐ。是の日、大駕鹵簿全
く設けらる。太宗文皇帝、貝勒群臣を率ひて、天に
告ぐ。三跪九拜の礼を行ひて、礼畢る。玉座に御し、
貝勒群臣賀を行ひ、三跪九叩の礼を行ひ、是の日詔を
頒ち、大赦の恩典を行ふ。明年を以つて天聰元年と
あす。

(注意) 九叩とは地面に九度頭額を打ちつくる事
り。故に屢その額をすりおぎて傷をふし
甚だしきは出血を見るを以つて限りあす
ものありと云へり。

天聰十年四月乙酉。

國号を建てて大清と曰ふ。元を改めて崇徳とよし。和碩貝勒群臣徽号を上りて寛温仁聖皇帝と云ふ。期に立ちて壇を天壇の東に築き玉座を壇上に設け大駕鹵簿を壇前に設く。期に至りて太宗文皇帝、貝勒以下文武百官を率ひて徳勝門を出で天壇に詣で祇めて天地に告ぐ。礼成り文武百官御宝を奉じて先づ天壇の東に至り官員二人を導引して恭しく太宗文皇帝を導き中階より壇に上り。宝座に御し貝勒大臣等三跪九叩礼畢る。皆跪く。和碩貝勒等玉宝を奉じて跪献す。

太宗文皇帝宝を受け内院官に授け群臣復三跪九叩の礼を行ひ畢る。皆跪く。宣讀官滿蒙古漢字の三

(三)

体表文を奉じて壇東に立つ。次いで之を宣讀す。群臣復三跪九叩の礼を行ひ畢るや復立つ。乃ち儀仗を列し還宮を奏す。次ぎの日慶賀の礼を行ふ。太宗文皇帝殿に御し奏樂作る。貝勒大臣滿洲各官を率ひ三跪九叩の礼を行ひ畢るや表を奉じて跪進す。侍臣前前に接し至り跪宣す。群臣また三跪九叩の礼を行ふ。礼畢れば退く。次ぎに外藩の貝勒大臣表を進め礼を行ふ。次ぎに漢官表を進め礼を行ふ。均しく前儀の如くす。次ぎに執事各官三跪九叩の礼を行ひ。礼畢るや天子は貝勒群臣等に燕を賜ふ。此の日は詔を煥祭し大赦を行ふあり。

崇徳八年八月丁亥。

世祖章皇帝、皇帝の位を嗣ぎ、期に先立ち、官を派しつ
つしみて、郊壇宗廟に告ぐ。是の日、王公百官朝服し
て齊集、春しく殿前にあつまる。世祖章皇帝輿に乗
じ、左翊の門より出づ。群臣跪迎す。世祖章皇帝、王
座に御し、王以下文武百官、三跪九叩の礼を行ふ。次
で外藩の王以下官属、三跪九叩の礼を行ひ、礼畢るや
衆また跪く。乃ち恩詔を頒ち、大孝士業前に至り、詔
旨を奉じて丹陛の上にとり立つ。宣書舞るや、ま
た三跪九叩の礼を行ふ。礼おほるや、復位につく。
世祖章皇帝輿に乗じて宮に還る。王公百官跪送す。
此の日、鹵蕘を設けず、樂を作さず、また燕を設けず。
詔して曰く。

戒

太祖武皇帝受

天明命。肇造丕基。懋建鴻功。貽厥孫子。皇考
大行皇帝。嗣登大寶。威德深仁。宏謨遠略。克
協天心。不服者武功以戡定。已歸者文德以懷
柔。拓土興基。國以滋大。在位十有七年。於
宗德八年八月初九日
上賓。諸伯叔兄弟及文武群臣咸以國家不可無
主神畀不可久虛。謂朕為
皇考之子。應繼大統。乃於八月二十六日即皇
帝位。以明年為順治元年。朕年幼冲尚賴伯叔
兄大臣。共襄治理。所有應行赦款。開列於後。
布告中外。咸使聞知。
とあり、よく國家の鴻業が土地を拓き基を興し

て宏謨遠略、文武の徳を以つて國威を大ふるし
むるを要とするも云ひ、即位の宣言に、國家は主
ある可らず、一日と雖も神畚虚ふる可らずと
て、その大統を継ぐべき所以を述べたるあり。
この詔書注目すべし。

順治元年十月乙卯朔。

世祖章皇帝、鼎を燕京(北京)に定むるや、祇みて天地
に告ぐ。朝賀を受く。朔に先ち、太常寺官壇壝を除
き、司設監は宝座を郊壇の東に設け、南嚮す。玉案を
玉座の前に設く。是の日、官を遣して、つつしみ、太廟
社稷に告げ、大駕鹵蕤全く設く。世祖章皇帝祭服を
着し、大清門より出で、したしく南郊に至り、天地に謹

(三)

しみ告げて礼を行ふ。礼畢るや、内院の大学士跪い
て奏上す。礼成り、礼部堂官、恭しく天壇の東に導き
至る。幄舎に臨み、礼服を更へらる。玉座に臨
御せらるるや、玉以下文武百官皆跪く。礼部堂官、大
学士一人を引き、東階より升る。正中に北面して跪
く。学士一人、案上寶を奉じて、大學士に授く。大學
士、恭しく受く。辞をいたして曰く、

皇帝万国に君臨せられ、諸王文武群臣歡忭に勝
へず

と奏畢りて、宝を奉じて、学士に授く。学士跪いて案上
に陳ぶ。退いて位に復す。群臣三跪九叩の礼を行
ふ。大駕還宮。是の日、鴻臚寺、玉座を皇極門正中(
注に云ふ皇極門とは後の太和門を指せるものあり)

宮内省

とに設け、表案を檐東に設く。諸王貝勒貝子公は内金水橋の北に整列す。また之に対して文武各官は橋の南に整列す。均しく東西に面するふり、樂奏作る。世祖章皇帝、玉座に即かるるや、樂止む。鳴鞭。内大臣侍衛内院礼部都察院鴻臚寺執事各官、まづ階上にて、三跪九叩の礼をとる。礼畢るや、各執事の位に就く。親王郡王以下文武百官、跪いて表進す。内院大学士、王等進むとあらの表を奉じて跪く。鳴贊官、表を贊し、表宣官、案の前に至りて表を奉ず。大学士二人、跪いて表を展ず。宣表官、跪宣しをはるや、三叩の礼を行ひ、位に復す。群臣三跪九叩の礼を行ひ、礼畢る。駕還宮す。九日を越して、甲子の日、詔書を天下に頒つ。その詔に曰く。

我が國家、天の着佑を度り、東土を肇造す。列祖鴻業を創興し、皇考以つて前猷(ハカリゴト)を廓にし、遂に旧邦を挙げ、誕に新命を膺ふ。朕服を嗣ぐに、迨び冲齡に在り、雖も国土を思ふ、念深し、頃う賊禍中原にその勢を極め、熾あり。賢を任用し、民を塗炭に救ふは、こゝ祖の靈をやす、ある所以云々と。

ここに於いて、祇みて、天地宗廟社稷に告げて、皇帝の位に即く。仍て天下を有つ、号を建て、大清と曰ふ。鼎を燕京に定め、元を順治と定む。

順治十八年正月己未。

聖祖仁皇帝、皇帝の位を嗣ぎ、官員を分遣して、天地太

廟社稷に告ぐ。聖祖仁皇帝、衰服。母祖章皇帝、几筵の前に詣り、三跪九拜の礼を行ひ、つゞしめて告ぐ。年をうく。皇帝また側殿に詣りて、礼服を更へられ、聖祖太皇太后宮に詣りて、三跪九拜の礼を行はれ、又聖母仁憲皇太后宮に詣りて、次いで

聖母慈和皇太后宮に詣りて、右三跪九拜の礼を行ふ。先づ中和殿に御し、内大臣侍衛、内院礼部、都察院、執事各官礼を行ひ、乃ち太和殿に臨御せらる。

皇帝、太和殿まで位に即き、王公百官表を上り礼を行ふ。さ北と表を宣言せず、また奏樂するおとあし。又茶を賜ふも、燕を設けず。駕還宮ありたる後、詔を天下に頒つ。その詔勅に曰く。

惟ふに我が國家は天の着命を受け、祖功宗徳によ

り國の大本を立つるを得たり。我が皇考、大行皇帝は盛徳至仁の君にして、英資大度、寰宇を統一し、恩沢多方に洽ぬくわたる。政教天下にいたり、邦國永く雍熙。然るに不幸、臣民塗炭に苦しみ、朕乳乳聞くに忍びざるあり。諸王貝勒大臣、文武官員等、僉(コトゴトク)天位久しく曠うす、かろうず、神器歸するところあるべきを謂ふ。朕是を以つて俯して輿志に徇ふ。

乃ち是月九日、つゞしめて、天地宗廟社稷に告ぐ。皇帝の位に即く、仰いで上天着佑の篤を惟ふ。祖宗付託之隆、涼德冲齡、膺茲重寄。敬圖觀光揚烈、用紹無疆之休。その明年を以つて康熙元年と為し、以つて旧恩を行む、爾親賢文武、其輔翼菲躬、共に嘉謨を

矢ひ(チカヒ)以つて至治を成せよとして、之を天下に
布告して咸く聞知せしむ。

康熙六十一年十一月辛丑。

世祖憲皇帝皇帝の位を嗣ぎたり、礼儀順治十八年の
それと同じ。惟が茶を賜ふとあるを免ずるのみ。
世祖憲皇帝喪に來じ乾清門中門より出づ。内監天
子の旨を奉じて乾清宮の簾を下ろす。朕何ぞ皇考
の前を乘輿にて中門を出づるに忍びんやとして、乃ち
朕は乾清門の左傍の門より出で心中始めて安きを
得たりと。乃ち是の日詔を天下に煥發す。その詔に
曰く、

惟我國家受天綏佑。太祖太宗肇造區夏。

世祖章皇帝統一疆隅。我皇考大行皇帝臨御六十
一年。德成功高。文經武緯。海宇寧謐。歷數悠長。
不謂謝棄臣民。遽升龍馭。親授神器。屬於藐躬。
朕皇考大行皇帝德妃之子。昔二子弱齡建立。深
為聖慈鐘愛。寢處時依。恩勤倍篤。不幸中年神志昏
憤。病類風狂。

皇考念宗社重任。付託維艱。不得已再行廢斥。
待至十有餘年。沈疾如故。痊可無期。是以皇考
升遐之日。詔朕繼承大統。朕之昆弟子姪甚多。惟
思一體相関。敦睦罔替。共享升平之福。永膺磐
石之安。孔子曰。三年無改於父之道。我皇考臨
御以來。良法美政。萬世昭垂。朕當永遵成。不
敢少有更張。何止三年無改。至於皇考知人善任。

至明至當。內外諸大臣。朕方亟資翊贊。以期始終保全。務宜竭盡公忠。恪守廉節。俾朕得以加恩故旧。克成孝思。悅或不守官箴。自干國紀。既負皇考。簡拔委用之恩。又負朕篤愛大臣之誼。部院屬吏直省有司。亦宜實心任事。潔已奉公。不得推諉上官自曠厥職。天下百姓受皇考恩沢日久。蠲賑頻施。勸懲備至。間有愚氓干犯律令。皇考每遇讞決。必加詳審。愛書累牘。披閱靡遺。少有可生之路。立施法外之仁。凡我百姓。各宜孝親敬長。畏罪懷刑。以副朕仰法皇考如夫好生之意。茲因諸王貝勒大臣文武官員人等。僉謂天位不可久虛。宗社宜登主。再三陳請。朕勉徇輿情暫抑悲痛。於是月二十日。祇告

天地

宗廟

社稷。即皇帝位。以明年為雍正元年。仰惟先志之宣承。深望皇圖之永固。適昭新化。期衍旧恩。於戲。追慕前徵。繼述無忘於夙夜。廣推聖澤。恩膏願被於寰已。凡爾親賢文武。其共矢蓋誠。各輸心膂。用紹無疆之業。永垂有道之祚。布告天下使聞知。

とあり、これによりて康熙帝六十一歳にて大故雍正帝即位の詔書の形式を知りうべし。即ち大行皇帝の徳を宣べ自らそのあつたを述ぐの事情を述べ当路諸大臣の輔弼に俟つたつと多ふるを述べ我が百姓撫慰の志を述べ大行皇帝の

登極を悲痛とふし、さればとして、^位天久しく虚におしおくつか
うずとして、型の如く天地宗廟社稷に告げて登極の順序を述
ぶ

雍正十三年九月。己亥。

高宗純皇帝、皇帝の位を嗣ぐ。宜表を停止し、茶を賜
ふを免す。輿を乾清門左旁に奉ずるよう命ず。

此の日、詔を天下に頒つ。詔に曰く、

惟我國家。天の着命を受け、太祖太宗基緒を創垂、
世祖統一萬邦。皇祖聖祖仁皇帝享祚之長。重熙
累洽。我皇考、大行皇帝、續承大統、御宇十有三。夙
夜憂勞。……(中略)……
時精勤於罔懈。諸王文武大小臣士、其共殫公忠、協

(三)

心襄贊。懋圖上理。祗迓洪庥。以光大我國家無
疆之祚。布告天下。咸使聞知。

嘉慶元年正月戊申朔。

高宗純皇帝。太和殿に臨御し。位を仁宗睿皇帝に
傳ふ。仁宗睿皇帝嗣位。是の日、高宗純皇帝傳位の
詔書を欽み奉じ、天下に頒行す。詔に曰く。
詔書の文面は之を省略に従ふ。大清會典事例卷二
百九十二、五頁参照すれば詳細あり。

嘉慶二十五年八月庚戌。

宣宗皇帝、皇帝の位を嗣ぐ。禮儀、雍正十三年のと同
一あり。是の日、詔を天下に頒つ。詔に曰く。

詔書の文面は之を省く。

道光三十年十月正月己未

文宗顯皇帝、皇帝の位を嗣ぐ。前一日。官を遣はし、孝和睿皇后の几筵の前に至り、祭告す。当日、縞素を上り、梓宮の前に詣り、礼を行ふ。礼服を更へ、皇貴大妃の前に詣り、礼を行ふ。餘の礼儀は、嘉慶二十五年と全じ。是の日、詔を天下に頒つ。詔旨は之を省略す。

咸豐十一年十月甲子。

穆宗毅皇帝、皇帝の位を嗣ぐ。前一日。官を遣はし、孝德皇后几筵の前に至りしめ、祭告。當日、穆宗毅皇

(三)

光緒元年正月戊午。

帝、縞素を着て、梓宮に詣りて、礼を行ふ。礼服を更めて、母皇太后に詣りて、次で、聖母皇太后の前に詣りて、礼を行ふ。餘儀、道光三十年と同じ。是の日、大詔、煥發。詔旨は之を略す。

光緒帝、皇帝の位を嗣ぐ。礼儀、咸豐十一年のと同じ。是の日、詔を天下に頒つ。詔旨は茲に省略す。

第六章 皇位継承

清朝の皇位継承のおとに就いては大清会典に規定おく、
 之が法律上の規定を求むるは困難あり、或は事、皇室内部の
 おとに属し秘しあるやもはかりかたし。思ふに支那人の
 目に映じたる皇帝の地位は不知未知の問題にして天子そ
 のものの権力は絶対とおしたるか為めに非ざるか。政教
 一致の主義より云ふときは支那の天子は君として師たり。
 かかる意味の皇帝は清朝皇帝に於いても同様と云ひ得る
 あり。

一國の元首にしてかかる権力を認めたる支那以外に多
 くその例を見ず。かかる意味の皇帝の継承問題はまた雲
 深き深宮の秘に付せり何等法規の必要を見ざりしもの

(一)

にあらざるか。清朝皇位継承に就いては皇太子を以て大
 統をつかしまるの外何等の規定あるおとなく、むしろ別に
 規定を設けざるを以つて家法とおすもの如し。案ずる
 に太祖は天命七年皇子八人を以つて和碩貝勒とおし共に
 國家の政治に参與し之を理めしめたるおとあり。當時の
 詔勅に云ふ。

爾等心を同ふし、國を謀り、庶幾失無し、爾八和碩貝勒、内其
 の能く諫を受け而して徳あるものを扶け、朕を嗣ぎ、大位
 に登れよ。若し諫を受くる能はず、行ふおと善に非ず
 んば更に善あるものを扶んで之を立てよ。(東華錄天命

四参照)

これによりて、見るときは太祖は豫め皇位の嗣者を定む
 るおとなくして、諸王の推戴擁立に一任したりしあり。立

宮中

祖の太宗を嗣ぐや、亦かくの如し。尙祖病を急て大漸するに及び皇三子を定めて皇太子とす。帝崩じて位に即く。これを清朝皇太子を立つるの始めとす。

然れども立太子と崩御とは殆んど同時に在り。歴代帝王の豫め儲貳を立つるの比に非ざるあり。康熙帝の十四年六月二子福理親王允初を立てて皇太子とすしたりしを以つて、清朝に於ける立太子の最始又最後あるものと云ふべし。蓋し允初の立ちて儲貳とあるや漸く狂疾を生じたりしを以つて四十七年に至り、之を瘞し未だ幾くもよくして之を復したり。されどもその行為益暴戾を極めたりしかば、再び之を黜けたり。爾來康熙帝は再び皇嗣を立つるの事となく崩御に際し諸皇子を寢宮に召し皇四子即ち雍正帝を以つて大統を紹かしむるの旨を宣したり。(一)

東華錄。康熙の一一の参照)

雍正帝の位に即くや、豫めひそかに諸皇子中に就き宗社を負托す。まきのを定め、みづから其の名を寫し密封して之を匣内に入れ乾清宮内尙祖の御書正光遍額の後置き、以つて不虞に備へ。又此の意を以つて諸王大臣に諭し置きたり。しかれども帝崩御に臨み命じて之を取り、君臣と共に之を啟視し、去かる後皇嗣を定め大統を紹かしむ。此れを高宗(乾隆帝)とす。蓋し康熙帝以來公然太子を定めおるは、太子儲貳の位に在るを以つて驕慢を生じ易く、又太子を立てる時は其の官属を設けざる可からず。

官属みお善人おらば、則ち可あり。若し其邪不逞の徒其の間に在りて、己の權勢を希圖し諂諛を以つて其の意を迎合挑唆して、其の心を蕩かし遂に父子兄弟を離間し骨肉相

我々の禍傍を来たすに至る。此の類例は支那古今の歴史中に在りて屡見るとありあり。而して唐の太宗の長子建成を殺すか如きは、その一あり。康熙帝既に立太子の契に鑑みて再び儲貳を定めず。世宗又之に倣ひ唯心ひそかに擬定したるのみにして、別に皇太子の名目を立して中外に宣布するか如き事とはあかりしあり。

乾隆帝立ちて又祖考の遺制に倣ひ、ひそかに皇儲と為さんとすもの名を寫して密封匣に入れ世宗が已に名を擬定して收めし乾清宮内立祖廟額に入れたりしが、自後歴朝相沿ひ太子を定めざるを家法と為すに至り。案ずるに乾隆四十八年詹事府官制に關する上諭に云ふ、

(上諭)之を總ぶるに建儲の一事は即ち井田封建の必ず行ふ可からざる如し。朕未だ明に詔して儲を立つる

ありずと雖も、而も天祖の前に於いて、既に齋心黙告をふし、實に儲を立つると異ふるあり。但往代履轍の虚名をもつとめて、而して實禍を受くるに似ざるのみ。故に現在詹事官属旧制に沿ふと雖も、而かし、その實は一に職掌あり。ただ以つて員を備へて翰林陸軫之資とすのみ。因つて再び明切に宣諭す。我子孫其れ各敬業して替ふる勿れ。庶幾億万年。無疆之休。其れ斯に在る乎。之を総ぶるに、この事、朕も亦敢て必しも是とあさず。其の古礼に遵ひ、建立の事を為さんと欲するものあり、朕亦禁せず。父子兄弟の間猜疑漸く生じ、大禍を醸成するの時に至るを俟ちて、當に朕の言を思ふべきのみ。云々。(皇朝文献通考卷二四二参照)

一方には我が子孫其れ各敬業して替ふる勿れと云ひあ

から他方には、此の事朕も亦敢て必しも是とふさず、それ古
礼に導ひ、建立の事をふさんと欲するものあり。朕も亦禁
せずと云ふか如き頗ぶる、その旨のあるをあらを知るに苦
しむと雖も、立太子は古昔以来支那帝王の治襲の古事に係
るを以つて尚古を以つて政治の第一義とふせる清朝に在
りて未だ俄かに以つて必ず之を行ふ可らずと断言すべから
ず、唯祖考以来の習慣と立太子に附随する變害とより論
ずる時は、立てざるを可とするの意ありん。要するに、祖宗
の法又渝ふ可らざるの原則よりする時は、此の習慣一定し
て又動すべからざるに至りしあり。

(備考)

案ずるに同治帝崩じ光緒帝又醇親王の子を以つて入り
て大統を継ぎ咸豐帝の後とふり其の子あるを待ちて同

治の養子と爲し光緒帝の崩御後同治の大同の大統を継
ぐべきことを定めたり。

然れども子あかりしを以つて光緒二十五年十二月の上
諭を以つて、從兄の端郡王の子溥儀を封じて皇子とふし、
以つて同治の継承者たるべしとふしたるは、やや家法に
違ふものの如し。蓋し當時の上諭は如何と云ふに、

穆宗毅皇帝と爲り、嗣を立て以つて、将来の大統の界と
なさん。

とあるを以つて見れば、皇太子たるべしとは言はずして明
白あるを以つてあり。然れども、當時尚ほ皇子又は大阿
哥と稱して太子と云はざるは、尚その家法に背くことを
恐れたる結果あるべし。

(光緒諭摺彙存卷一九頁)

以上述べたるを概括すれば次ぎの如し。即ち、

第一、清國の皇位継承に就ては、長幼嫡庶の次第に關し、何等の規定あるを見ず。

第二、清國の慣例としては、皇帝、其の皇子に就き、賢良なるものを撰出し、其の名を親寫し、此を適當なる所に藏し置き、大漸のとき、諸王公、諸大臣を召會して、公同啟視し、然る后之を定む。故に皇帝は豫め、其皇子を立つるの意見を有すれども、唯之を胸中に秘し、他人をして知らしむることを能はざるあり。右文明國に於りて見る如き、即ち太子を立てて之を中外に宣示する如き、亦たはあきあり。

第三、それ故に、立太子と太子との踐阼とは、些少の日子を隔つるに過ぎざるあり。

皇位継承の法とは、かくの如き状態あるを以つて一種の習慣を本とあせるあり、習慣法、不文法と云ひ得可し。天子そのものに太子とあるべきもの、撰定親昏あるときは、以上の如き法にて略定まるべしと雖も、事實に就いては、西太后その他の如き宮中に於いて、隱然無限の勢力を有するものあるの時は、天子自身の意によりて定まると云ふあり。も寧ろ他の攝政又は、隱然勢力あるものの意思によりて定まるとすべきあり。亦たは立太子の規定あき、清朝に於いては、特に注目すべきことありとす。

第七章 皇后、太上皇、及皇太后

清朝にては一般の風習として同姓結婚をふすと能はざるのみならず、滿漢婚を通ずる事とは國初以来の禁令たりしか、近時清朝未路迄くありては、兩者間の疏通融を圖りて之を許すに至りたりとされども、その範圍は滿漢の臣民に係り、皇室皇族に至りては、猶旧時の慣習に沿ひ、婚嫁を得ざるものとせられたり。故に皇后及び大宮の撰に備はるものは皆滿人の女子にして異姓のものたるがからず。而して皇后たるものは滿人の内なるも、勲旧世家たる

ノ修佳氏

ノ那喇氏

ノ鈕祜氏

ノ富察氏

ノ喜塔臘氏

ふを以つて最も多しとふすに似たり。皇朝通志卷二氏族略策及び東華錄參照。

皇后のうちには、皇帝即位の後新たに冊立するものあり皇子より大統を紹ぐに當り、其の妃を以つて皇后とふすものあり、皇后崩じて貴妃以下の賢良あるものを選び、位を中宮に正さしむるものあり。又太子位を繼ぐに及び、其の太子の妃とありて早く薨せしものを、皇后に追封するものあり。凡そ斯くの如きの種類甚だ多しと雖も、要するに總べて冊立の形式によりて、明に中外に發布すべきものとす。今、大清會典、大清通典等の政書に於て冊立に關する儀禮を略叙すれば尤の如し。

凡そ清朝の婚嫁には、父母必ず之が主とふり、當事者自ら選擇をふすと能はず、而して此の禮は天子とふく、庶

人とあく皆一あるを以つて皇后を冊立するは皇帝の特権
ありと雖も理論上皇后の選扱は必ず皇太后の懿旨に本
つかざる可らず蓋し皇后を立つる時に当り文帝は已に崩
御の後あるを以つて尊属親として之を主るものは皇太后
の外他に亦れあきを以つてあり。皇帝大婚の礼は豫め礼
部に命じて尤の三項を卜定す。即ち

1. 納采

2. 大徵

3. 奉迎の日

而して内務府会同して奏聞せしめ工部は金冊玉宝を製し
翰林院は冊文を選擬す。均しく礼部より会同して進呈す
。而して欽定を経たる后内閣に送るべきものとす。納采
は内務府豫め鞍馬甲冑幣帛を備へおき朔に至り、礼部奏請

(三)

して尚書一人を以つて納采使とふし總管内務府大臣を以
つて副使とふす。

黎明兩使大和殿に至り宣制官制を宣す。制に曰く、
皇帝、欽みし皇太后の懿旨を奉じて某女某氏を納れし后
とふす。卿等節を持し礼を以つて納采せよと。

かくの如くして宣し終らば兩使に節を授く。兩使之を受
く。並ひに禮物を昇ぎ出でて皇后の邸に至る。后の父は朝
服し其の子弟を率ひて之を門に迎ふ。兩使入りて制を傳
ふるときは后の父乃ち三跪九叩の礼を行ひ、使者出づる時
亦之を門外に送る。納采の礼成りたる後有司は皇后の邸
に至り燕を設け皇帝持に公主若しくは大臣の命婦に命じ
て后の母を内に燕せしめ、内大臣侍衛、八旗公候伯以下滿漢
二品以上に命じて后の父を外に燕せしむ。亦れを納采定

宮内省

燕の義と云ふ。蓬燕に次ぎて、大徴の礼を行ひ、金帛申胄子
 矢よのを后の父母に賜ふ儀法一に納采に同じ。大徴の礼
 已に成り大婚の前一日官一人を遣して天地大廟奉先殿に
 奉告す。亦れを「祗告」の礼と云ふ。大婚の日に、冊迎を行ふ
 。大學士一人奉迎使たり、礼部尚書一人之に副たり、内大臣
 侍衛等護從官とあり、二品以上の命婦四人前導と為り、七人
 後扈と為り、十人奉侍と為る。黎明に礼部官内閣より金冊
 金宝及び冊文宝文を奉じ、礼部侍郎節を奉じて同じく太和
 殿に至り、之を陳設するあり。奉迎使以下之を受け、宮を
 出で、皇后の邸に至り、后の父之を大門の外に迎へて礼を行
 ふと前述の如し。

使乃ち入りて制を宣するときは、后の父之を聴き、三跪九
 叩の儀を行ふ。礼畢りて、皇后禮眼を御し、出でて料位に即

(三)

くときは、宣讀女官冊宝を宣す。皇后乃ち鳳輿に乗じ奉迎
 使以下前導後扈し、邸を出づ。后父之を大門の外に送る。
 儀の如し。鳳輿宮中乾清宮の階下に至るに及び、皇后輿を
 降り、恭侍の命婦に導かれ、中宮に入り、皇帝と合苞の儀を
 行ふ。其の翌日、皇后服して皇太后に朝見し、其の翌日、皇帝
 群臣を率ひて皇太后の宮に詣り、礼を行ふ。畢りて、太和殿
 に御し、王公伯百官の表賀を受け、又詔を頒ちて天下に宣示
 し、直省文武官又右表して之を賀し、大婚の礼ありに於い
 て始めて成る。

(備考)

案ずるに、嫡后の父若しくは嫡后に非ざるものと雖も、その
 生みたる皇子大統を継ぐときは、均しく其の父を以つて
 三寺采恩公に封するものとを得。其の餘嫡后に非ざるし

のの父は一等承恩候とおし、公候皆立襲して替るよしと
からしむ。(東華錄道光二十八年参照)さしども其の
封爵は一の榮典に過ぎず。國初以來外戚を以つて政權
を擅にし禍乱を起ししものと殆んどおれおきは漢唐の及
ぶべからざる所あるか如し。又案ずるに清朝後宮に下
の女官を設く。

- 一に曰く皇貴妃
- 二に曰く貴妃
- 三に曰く妃
- 四に曰く嬪
- 五に曰く貴人
- 六に曰く答應
- 七に曰く常在

これより皆遞次陞進するものとす。皇后崩御の後、宮人
より繼后を冊立する場合には必ず皇貴妃より選択せざ
るべからず、妃嬪等より等を躡つて冊立するよしとあし、貴
妃以下の入内に付きては毎年戸部より八旗駐防及び任
旗員に移牒して選閲に典るべき女子の年歳を咨報せし
め戸部より奏聞して日期定まるに及び、又再び旗衛門に
移牒して之を知らしむ。

凡そ八旗中に在りて、滿洲蒙古は護軍領催以上、漢軍は文
職筆帖式、武職驍騎校以上、外省文職は知府以上、武職參將
以上の女子にして年十四歳に至るものは、均しく選に備
はるの義務を有す。期に至り參領驍騎校領催族長及び
本人の父母或は親伯叔父母兄弟兄弟の妻より本人を送
り宮に入り、選閲を経ざるべからず、その内或は直ちに後

宮に入るものあり或は近支宗室に婚嫁を命ぜらるるものあり或は唯記名のみせらるるものもあるあり。記名せられたるものは次期に再び選閱を受くべきものとす。其の録記名せらるるものありは都統参領佐領及び本人の父母族長皆議處を受くべきものとす。然れども此れただ虚文のみその実歳に及ぶ女子を有するものは種々の方便をめぐらして選閱を避くるもの多ありしと云ふ。又後宮の使女は定例三旗包衣より供進す。毎年包衣佐領管領あどをして其の管下に在る女子年十三歳以上のもののは冊を造りて内務府会計司に送らしめ宮殿監督領侍等帶領して選閱を受くべきものとす。入選宮に留まるもの二十五歳に至るときは家に遣歸して婚嫁せしむ。(皇朝政典類纂卷三十四嘉慶重修大清會典卷七)

十六、嘯亭雜錄卷十參照)

太上皇

皇位の繼承は皇帝の崩御と共に皇嗣大統を紹ぐに在るを以つて太上皇あるべき理あり其のふれあるは十一朝中唯一の乾隆帝あるのみ。案ずるに乾隆帝の初め上天に黙禱して曰く幸にして長壽を保たしめ在位長きに至るとも六十年の後には必ず位を嗣皇帝に譲り敢て上皇祖紀元六十一載とは聖祖(康熙帝)在位の年数を指して云ふありその後果して在位六十年に及びしを以つて位を皇嗣(嘉慶帝)に譲り自より太上皇帝と稱し凡そ軍國の大政及び外藩交渉の事件に至りては仍ほ訓政をおすものと定めたり乾

隆一たび範を垂ルてより後立子孫にして康熙若しくは乾隆紀元の年数に達したると同一の理由によりて自らの謙抑して位をその嗣に傳ふるも決して家法に違背する事とふかるべく支那に於ける孝治主義よりするときは寧ろ美德として頌揚せらるべきものあるやも未だ知るべからずと雖も康熙の六十一年乾隆の六十年の如きその在位の久しき支那史乘に在りても罕に見るものに係り事実上此の後前例にあらひて禪位をふすべき必要あかりしものよて遂に清朝未まで此を見る事とふくして止みぬ。

皇太后

皇帝崩御し嗣皇帝立つに及び先帝の皇后を尊びて皇太后とす。此ハ歴代慣行の事とあり。茲に注意すべきは

皇太后の尊称は必しも先皇一人に止まらず嗣皇帝皇后の出に非ざる場合には別に已を誣育せし先帝の宮人を尊びて皇太后とふす事を得。此ハ猶一般人民の家族間に嫡庶分を殊にすと雖も庶出の子かその生母に對して嫡母に同じき尊敬と考養とを為すに同じく我が国俗とは大に相及對するものとす。而して上に述べたる如く清朝は皇位継承に就きては何等の規定なく事実上庶出の皇子を以つて大統を紹ぐもの頗ぶる多きに由り同時に二人の皇太后ある事を決して少ふからず。唯此の場合に於いて兩者を區別するに先帝の皇后は母后某皇太后と稱し本生宮人は聖母某皇太后と稱す。同治帝立ちて先帝の皇后(孝貞顯皇后鈕祜祿氏即ち東太后)を尊びて皇太后とふしたり、その外その生母たる懿貴妃那拉氏(即ち西太后)を貴び之

宮内省

を皇太后とふししか如し而して已に皇太后とありたる後は皇帝の兩者に対する礼遇は毫も異なるかとなく独り異なることなきのみならず、事實に於いては聖母の權力却つて母后の上に出づ。同治及び光緒の初年に東西皇太后が共に垂簾の政を執りし時其の實權か西太后に歸せし如きもその才幹如何によるかと勿論あるも皇太后とありたる後嫡廢に區別を立てざりしとを見るべき好材料なり。

皇帝已に兩宮を尊びて皇太后とふしたるときは又必ず徽号を上るものとす。徽号とは皇太后の名に冠する嘉名にして慈安慈禧端佑などの如きものを云ふ。初め二字を奉上し國家に慶典ある毎に遞ひに之を増加するものにして、光緒帝の皇太后の如きは實に十六字即ち

慈禧端佑康頤昭豫莊誠壽恭欽獻崇熙等の嘉名を有した

(三)

ま一、虚飾あしう滑稽あるに似たりとも典禮の一として見るべきものあり

第八章 訓政及び攝政

清朝には訓政あり、また攝政（又は議政、輔政）あり、雖も我が皇室典範及び歐洲諸國の所謂攝政なるものとは、やや其の趣を異たす。勿論、此らの皇室に關する法規は、會典、某しは別例に載せず、從ひて此に叙述するはまた極

めて困難の事にして唯歴史上の事実を照らし推測を下すより他に方法を見出すと能わざるあり。

抑も訓政と攝政若しくは議政又は輔政と云ふものは自らの差異あり訓政とは太上皇帝若しくは皇太后が大政を訓示するの謂にして清國に特有の事とたり理論上より言ふときは皇帝は固より統治の主体たりと云ふと雖も訓政ある以上は大政を独断専行する事を得ず必ず太上皇帝若しくは皇太后の訓示を仰がざるを得ず。太上皇位を皇帝に傳ふるや猶ほ統治權に關する行使の一部又は殆んど全部を留保し皇帝は要するに不完全なる統治權を継承したるに過ぎず。故は實際は太上皇帝を合せて始めて一の統治權者とすべし。蓋し此の統治權行使の本件は太上皇帝が尚ほ皇帝たりしとき即ち統治權者たるの資格を以て

(三)

定めたるものにして太上皇の生存中は國法上其の条件の効力を尊重すべしものと謂はざるべからず。皇太后の訓政に至りては表面上は皇帝親ら皇太后に訓政を請ふものあるが故に皇帝は自らの統治權に限界を付してその行使の一部を割きて皇太后に上りたるものと解する事を得るあり。若し夫れ攝政輔政又は議政は皇帝より皇叔の政を輔くる者に賜ふ一の官爵に過ぎざるものとす。

第一 訓政

太上皇帝の訓政 乾隆帝在位六十年の後位を嗣皇帝に譲り太上皇帝を以つて訓政をふし嘉慶四年に崩御して嗣皇帝始めて政を親せり。今当時軍機大臣の議奏せし典例によるときは太上皇帝は自ら自稱して朕と云ひ其の諭

旨は勅旨と稱し諸事皇帝に比し尊嚴を加ふるものと一尋ふ
り其の政を聽きしとは高宗聖訓に收めたる太上皇の名
を以つて閣部院に下したる勅旨の多きを以つて知らるべ
し。

勅旨は太上皇一人の意思を以つて出だししものありと
雖も嗣皇帝の上諭の多分も亦皇帝單獨の意思によるに非
ず太上皇訓示の結果たるものと明かり。其の大政の内何
事が勅旨により何事が上諭によるべかりしか。又何事に
関し嗣皇帝は太上皇の訓示を請はざるべかりしか。
今之を知る能はず。六十年十二月琉球國の世孫に下した
る勅諭中に次ぎの如きものあり。

丙辰の年以後より凡そ表文を呈進するあり俱に嘉慶
の年号を書す。朕位を傳ふるの後に至り凡そ軍國大

(三)

政及び交渉外藩事件。朕は嗣皇帝に訓示す。一切
の錫賚綏懷悉く恒典を倣せよ。(東華錄乾隆一二〇)
とあり。ふれたよれば太上皇の總攬するところは軍國の
大事と外藩交渉事件とに止まりたるか如し。それと上
述高宗聖訓に載せたる嘉慶改元以後太上皇の勅旨を見る
に往々政治の小節に關し独り琉球國世孫に下したる勅諭
の云ふ所の如くならず。嘉慶二年乾清宮火災ありしとき
太上皇已に責ある勅諭中に、

現在已に位を傳へて太上皇帝たりと雖も一切の政務は
なほ親ら訓示し政事缺あり皆朕之過皇帝の過に非ざる
あり

との語あり。其の一切の政務皆已の訓示を経たるものな
るを以つて其の責任皆已に歸すべしと云ふより見るとき

は必ず軍國重事交渉外藩事件のみに非かりしあらん。蓋し乾隆の讓位の時嘉慶帝年正に三十七、決して幼主と云ふべからず。固より訓政を待つべきか如しと雖も一般の家族間に於いて父母に聽かざるべからざるか如く太上皇帝は在る間は嗣皇帝たるもの萬事その訓示を仰ぐを以つて原則とすものあり、之を要するに嗣皇帝たるものは太上皇より極めて不完全なる主權を授けられたるものと見ざるべからず。

皇太后の訓政

乾隆訓政に次ぎては同治及び光緒の初年に於ける慈安慈禧兩皇太后後の慈禧皇太后垂簾の政これあり。其の訓政たるは實に於いては乾隆の場合に同じと雖も亦多少の差異ありとせず、即ち乾隆は自ら主權の

一部を留保し、その一部を以つて嗣皇帝に授け、皇太后は在りては元來主權を有する人に非ざるか故に表面上は諸王大臣の奏請に依りて、皇帝の慈願に因りて訓政をなしたるものにして、皇帝は自ら其の主權に制限を付し、一部を以つて皇太后に上りしものと見ざる可らず、同治の初め、西宮訓政に對する上諭に次ぎの如きあり。

我が朝皇太后垂簾の儀あり。朕皇考大行皇帝付託の重きを受く。惟ふに國計民生を以つて念とすし、豈よく常例を拘守せんや。此れ謂ゆる事權に從ふを貴ぶ。特に載垣等を面諭し著しく請ふ所に照らして旨を傳ふ。

の語あり。七歳の幼主が惟國計民生を以つて念とすしと云ふが如き虚飾此れより甚だしきはありしと雖も、清朝に皇帝幼冲のときは皇太后、当然訓政を為すの家法亦く上諭の

云ふ如くその事たる權道に属するを以つて必ず皇帝の意思より出でて訓政を請ふものと為さざるべからず。而して此の場合に於いて皇太后が一切政治を總攬するは固より論おきあつたおれども皇太后はその上諭を出すに皇帝の名(朕)を以つてし乾隆の如く單獨に勅旨を發する事とおきまのとなすただ上諭に

朕身々懿旨を奉じて云々

と書し臣下よりの奏摺に

伏して皇太后皇上聖鑒訓示を乞ふて謹奏す。

と書するを例とす。尋に似たり當時の上諭に次ぎの如くあり。即ち

内閣に諭す。朕母后皇太后聖母皇太后の懿旨を奉じて現在一切の政務均しく兩宮皇太后躬親の裁決を蒙り

(大)

(中略) 惟諭旨を繕擬しなほ朕が意を作為して中外に宣示すべし自らよろしく慈訓に遵うべし。嗣後議政王軍機大臣諭旨を繕擬し朕の字を書して此水を以つて中外に通諭し之を知らしめよ。

とあるにより皇太后訓政のとき一切の政務皆皇帝の名に由りて之を行ふことを知るべし。

訓政が兩宮皇太后によりて行はるる事とあるは此水又注意すべき事とありとす。蓋し上に述べたる如く皇帝若し度出したるものあるときは先帝の皇后及び皇后及び皇帝の生母は均しく皇太后の尊称を受け其の待遇も異なるべきを以つて訓政の場合も亦二人の合議によりて之を行ふ。故に實際上の勢力如何は之を問はず。表面上は兩宮同一の權能を有するものとす。然れども訓政の必しも二

人を要せず、光緒の初年、慈安皇太后崩じてより、後慈禧皇太后独り政を聽くは即ち是あり。

皇太后の訓政は皇帝の幼冲あるに因りて行はるるを以つて丁年に達すると共に廢止せらるるべきものあり、清朝に於いては皇帝の丁年を定めたる明文あるを以つて訓政の繼續期限も亦極めて曖昧あり。案ずるに同治帝の親政をおしたるは、同治十二年、帝十八歳の時ありき。光緒帝の親政は光緒十二年、帝十六歳のとき、其の翌年を以つて親政の始めとす。しとの懿旨ありしも親王等の懇請によりて親政の後と雖もなほ訓政とす。しとの矛盾せる批着をおし、十五年、帝十九歳のとき始めて歸政をおせり。然れども此れ唯表面上の事にして其の實權は何処に在りしやと云はば皇太后の掌握するところなるに歸せり。されども

も二十四年、康有為の事變あると同時に、皇帝の親政を廢し垂簾治を為して以つて清朝末路に及びり。而して此の場合に實際は皇太后進みて訓政をおしたれども表面上は、おは皇帝の懇願によるものとせり。

第二、輔政攝政議政

清朝には時として輔政、攝政、議政を設くる事あり、その名目は我が皇室典範及び西洋諸國に於いて云ふ所の攝政に類似せるものあり。マイヤース氏は云ふ支那の議政王は即ち *Prince Regent* ありし。 (*Meyers: The Chinese Monarchment - page 2 参照*) しかれどもその事實我が國及び西洋諸國の所謂攝政とは大にその權能を異にするが如し。

業するに、太宗、崇徳八年、帝崩じ、嗣皇帝即ち世祖、順治帝、尚
 は幼かりしは、諸王、貝勒、公、議して、鄭親王、濟甬、哈朗、睿親王、多
 爾袞をして、輔國理政せしむ。後、又、攝政と稱せり。就任の当
 時、二親が、天地に誓告せし詞に、茲に、皇上の、幼冲を以つて、衆
 議、濟甬、哈朗、多爾袞を以つて、政を輔す。我等、公に、秉り、輔理せ
 ず、妄りに、自尊、兄弟を見る、おと、おく、衆議に、從はず。(中畧)
 天地之を、謹め、短折して、死せしむ。とあり。兄弟を、無視し、衆
 議に、從わざるを以つて、自ら、誓ひしに、由り、理論上は、必し
 も、今日の、所謂、攝政の、意義には、適合せざるを見るべし。又
 順治に、昇を、北京に、定むるに至り、特旨を以つて、睿親王を、叔
 父、攝政王(礼部の議により、皇の一字を加ふ)に加封し、同
 時に、鄭親王を、信義、輔政、叔王に封せしが、如き、みよ、皇帝の、恩
 封によるものあり。(後、豫親王、代りて、輔政王とある、東華錄)

順治帝一、及び、碑傳集所收、睿親王、豫親王、鄭親王、傳、参照)
 かくの如き、事實よりすれば、その、性質は、寧ろ、一の、官爵に
 過ぎず。即ち、古昔、我が國、にて、攝政を置きたるに、全じ。唯、皇
 族に、興ふると、人臣、と、分るるとの、区別あるのみ。其の後、康
 熈の、幼年に、
 索尼、蘇克、薩、哈、遏、必、隆、董、拜、
 ち、遺詔を以つて、政を輔け、輔政大臣と号せり。此れ亦、一
 の、官名あるに、過ぎず。又、同治の、初め、兩宮、皇太后、聖、簾の、政
 を聽くに、及び、恭親王を、選びて、議政王と、おしたりし。これ
 議政の、職たる、又、ただ、端、揆に、首として、庶政を、輔弼するに、過
 ぎざるあり。
 統治の、實權を、握れるものは、兩宮あり、而して、王はその、旨
 を、遵行するものあり。當時の上諭を見るに、次ぎの、おと、あ

リ。即ち、

朕は母后皇太后聖母皇太后の懿旨を奉じ現在一切の
政務均しく西宮皇太后躬親の裁決を蒙る。諭して議
政王軍機大臣をして遵行せしむ。

とあり、以つて皇帝自身と皇太后との間の関係を窺ふべき
ものありとす。

